

議案第51号

財産（校務用パーソナルコンピューター（区立小学校及び区立中学校配置用））
の取得

上記の議案を提出する。

令和2年5月13日

提出者 世田谷区長 保坂展人

（説明） 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（校務用パーソナルコンピューター（区立小学校及び区立中学校配置用））
の取得

予定価格60,000,000円以上のパーソナルコンピューターを、下記のとおり取得する。

記

- 1 取得物 校務用パーソナルコンピューター
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 97,461,540円
- 4 契約の相手方 東京都江東区東陽二丁目3番25号
株式会社内田洋行営業統括グループ
代表者 小柳諭司
- 5 納期 令和2年7月15日